

30-18 東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全（盛り場総合対策）を求める陳情

○桜井委員長 続いて、送付30-18、東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全（盛り場総合対策）を求める陳情に入りたいと思います。

執行機関から、この件についてご説明ありましたら、いただきます。

○末次安全生活課長 この陳情の関係ですけれども、内容といたしまして、路上喫煙の関係、あと、客引きがひどいということでの主な内容となっているところであります。ただ、ここで客引き対策、主にこう、進めてくれというようなことで書いてありますけれども、区の客引きの対策の関係、ちょっと説明させていただきたいと思います。

当区については、客引き行為の防止に関する条例ということで、平成26年3月に制定をしております。そして、秋葉原については、平成28年12月に秋葉原東部を客引き行為の防止重点地区に指定して、その指揮の推進団体である秋葉原イーストが、地域のルールに基づいてパトロール等の活動をしているということでありまして、ここには区と警察も参加をしているというような状況であります。

そして、28年1月から、民間警備員ということで巡回パトロールも実施しておりますけれども、今回、陳情のあった外神田三丁目、そして一丁目に点いては、重点地区から外れているということもありまして、近年といいますか、最近ではメイドの格好をした客引きがふえてきているということで、当課のほうにも苦情が入ってきているというような状況になります。ただ、夜間のことがメインになりますので青パトによる巡回を継続的にやっているような状況でありまして、その中で、管轄警察署である万世橋警察さんと連携をしながら対応しているというような状況であります。

○桜井委員長 はい。今のご説明の中で、秋葉原21と言いましたっけ。（発言する者あり）アキバ21。（発言する者あり）アキバ21というのも、ちょっと説明してほしいな。それは、あれなんでしょう、警察だとか各町会だとか消防だとか、皆さんが入って、それで、いろいろとこういう対策について、もう既にやられているというふうに聞いていたんだけど、加えて、ちょっと説明を先にしてください。

担当課長。

○末次安全生活課長 平成20年6月に、秋葉原の大量殺傷事件がございまして、そして、その後に、歩行者天国が一旦中止ということになりまして、まちの方々が中心になって議論をいただいて、その結果、平成23年1月に、ホコ天が再開になったということでありまして。そして、このときに、アキバ21ということで、これは平成23年5月になりますけれども、万世橋地区の町会連合会、そして秋葉原電気街振興会等々が、アキバ21ということで、そういった団体を結成しまして、区も、区と万世橋警察も後援ということで、そこに入り込んで、まちのこういった対策なんかを主にやっているという団体がアキバ21ということでありまして。

○桜井委員長 うん。はい。そうなんだよ。そうなんだけど、だから、そのアキバ21が、ここに陳情で書かれていらっしゃる、いろんな心配事があるわけでしょ。

○末次安全生活課長 はい。

○桜井委員長 ということに対して、どういようなことを現状しているのかというところぐらいまでは、報告してくださいよ。

○末次安全生活課長 はい。失礼しました。

30-18 東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全（盛り場総合対策）を求める陳情

安全生活課長。

○桜井委員長 はい。生活課長。

○末次安全生活課長 そして、アキバ21ですけれども、毎回、歩行者天国をやるときに、客引きのパトロールということで、区、警察と一緒にパトロールを実施しております。また、これに関連して生活環境条例の関係で、合同パトロールということでのパトロールは、実施をしているような状況であります。

○桜井委員長 うん。はい。

委員の皆さんから、ご質疑ありましたらいただきますよう。

○飯島委員 今、一丁目と三丁目は、重点地区から外れていると、そういうふうにおっしゃいましたよね。そうすると、外神田の二丁目は重点地区になっていると、そういうことですか。

○末次安全生活課長 秋葉原イーストというところで、重点地区ということで策定して活動していただいているんですけども、当初、秋葉原駅を中心として客引きが多かったということなので、秋葉原駅を中心とした地区を重点地区ということで定めて、そこに対してパトロールなんかを重点的にやっているということでありまして、外神田一丁目・二丁目・三丁目については、そこら辺からちょっと、重点地区から離れていると、指定はされていないということです。

○桜井委員長 えっ。（発言する者あり）

飯島委員。

○飯島委員 指定から外れているということで、そこはパトロールもしていないしということでもないんでしょ。

○末次安全生活課長 ええ。昼間については、たばこを取り締まる生活環境改善指導員も回っていますし、夜間については青パトが、ここの苦情も結構来ていますので、巡回はしております。（発言する者あり）

○桜井委員長 あのね、課長さ……

○末次安全生活課長 はい。

○桜井委員長 今、委員からご心配の確認があったのは、秋葉原という、こう、全地域があって、それで、この陳情者の方というのは、外神田三丁目と一丁目周辺についてということによって言っているわけでしょ。それで、そここのところについては、指定から外れていると。けども、こういうことはやっていますよという説明なんだけど。で、その中で陳情者の方は、こういう具体的に8項目にわたるご心配があるんですということをおっしゃっているわけだ。ね。区としては、重点地区から外れているけども、今現状として、きちっとできてきているのか、そうじゃなくて、やっていないというんだっただらば、改めてまたそれは、確認をしてやってちょうだいよという話を、当然しなくちゃいけない話なんだけど、そこら辺のところを、もっと明確に言ってくださいよ。できていないんならできていない。やっているんならやっている。どうなんですか。

○末次安全生活課長 アキバ21とも連携しまして、青パトの巡回だとか、そういったことを中心に対応しております。ただ、客引きが多いという苦情は、やっぱり常々いただいているような状況です。

30-18 東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全（盛り場総合対策）を求める陳情

○桜井委員長 うーん。それはまあ、いろいろとね、ああいう繁華街だから、そういう苦情はいろんなところで、やってもやっても出てくることはあるでしょうね。はい。

ほかに、委員の皆さん、確認したいことありますか。

○河合委員 最近、アキバを通ると、お巡りさんとかパトカーが、結構多く、駅前に出ていますからね。まあ、事件にならないようにという事前の警備だとは思いますが、やはりこの陳情の方が言うように、いろんな問題があるんでしょう。ただ、このアキバ21も含めて、大体夕方とか、そのぐらいまでは民間の人も含めてできるだろうけど、大体深夜の問題が非常に多いのかなというふうな感じはしています。そうすると、やっぱりこの万世橋警察のほうに、深夜についてはもうちょっと重点的にやってくれというようなことも、行政のほうからお願いしていきなりして警備をしていくことが、一番大事かなと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○末次安全生活課長 万世橋警察さんともよく連絡をとらせていただいて、連携をさせていただいているんですけども、管内でもやはり110番が多く入っているというふうには伺っております。そういった関係もありまして、先ほど委員から言われたように、警察のほうに対しても、扱いの関係でなかなか夜間は大変ということは聞いていますが、重点的にパトロールだとか、そういったことについては、既に要請をしている状況になります。

○桜井委員長 うん。なるほどね。

ほかにありますか。

○飯島委員 いや、この陳情の中で、私はちょっと気になるところがあるんですね。というのは、請願項目と書いてありますが、陳情項目の誤りだと思うんですけども、この中で、道路使用許可のないビラ配りとか、あるいは、3では道路使用許可申請をしないでの客引き行為とかとあるんですけども、道路申請、まあ、道路交通法のことだと思うんですけども、道路交通法の申請の対象としては、ビラ配りなども、本当に交通の妨害になるものはだめなだけで、それ以外は特に申請は必要とされていないものですよ。ちょっとそこ、確認したいんです。

○末次安全生活課長 道路上で、お店の、本当に直近でやる分にはよろしいかと思うんですけども、そこから離れて一定のところではチラシを配ったりということになれば、警察署のほうに道路使用許可ということで届け出が必要ということになっていまして、これが1店舗につき1人分ということでの申請になっています。

○桜井委員長 うーん。（発言する者あり）

飯島委員。

○飯島委員 いや、一般的に、この客引きに関してのことじゃなくて、道交法の中で申請許可というのは、一般的なビラ配りということに入っていませんよということ。その確認です。（発言する者多数あり）

○末次安全生活課長 すみません。

○飯島委員 いや、道交法の中では、申請が必要なものは、工事だとか、工作物とか、お店を出すとかロケをやるとか、そういうものが申請の対象になっているわけですよ。ですから、それ以外のものは、特に申請は必要ないわけですよ。ただし、（発言する者あり）交通の妨害になるものはだめよと、そういうくくりになっていると思うんですね。だから、

30-18 東京都外神田3丁目と1丁目周辺についての治安維持と環境保全（盛り場総合対策）を求める陳情

一般的に、道路使用許可のない無許可でのピラ配りとなるとね。まあ、私もよくピラ配りをやるんですけども、（発言する者あり）そういうものまで、こう、対象になってしまうような、そういうような取り扱いをされているんでね。ちょっとここは……

○桜井委員長 確認をしたいと。

○飯島委員 陳情者の勘違いではないかなということで、確認をしたかったです。

○桜井委員長 わかるの。（発言する者あり）はい。

ちょっと休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時01分再開

○桜井委員長 再開します。

じゃあ、そのピラの件のところについての執行機関の答弁からお願いします。

安全生活課長。

○末次安全生活課長 ピラの関係ですけれども、それぞれ目的の行為によって、規制の種類も変わってくるということでありまして、一律に全部がだめというわけではございません。

○桜井委員長 はい。

それと、どうなんですか。この8項目の陳情者の方からの事項が示されていますけど、これらの件はもう、当然、見て検討して、チェックもされているんでしょうから、実際、現状で、アキバ21との連携の中でされていらっしゃるのか、どうなのかというところについての答弁をいただけますか。

○末次安全生活課長 区と、アキバ21と、あと万世橋警察と連携して、これまでも客引き行為、路上喫煙等々について取り組んできたところでもありますけれども、さらに力を入れて、また、やり方なんかも新たにちょっと検討して、こういった客引きだとかが減るように、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○桜井委員長 はい。

委員の皆さんから、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。この陳情、新たに送付された陳情でございますけども、今ご報告がありましたとおり、既に地域と連携して取り組んでいるということでございますけども、これから年末にかけて、さらなる犯罪だとか事故だとかということが当然予想されるわけでございますので、さらなる警備だとかを行っていただくと。今まで地域と連携してやってきたことは当然のことながら引き続きやっていただく中で、今後も引き続き取り組んでいただくというようなことを執行機関にお願いするとともに、陳情者の方にはご報告して、当陳情を終わりにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、送付30-18はそのようにさせていただきます。